

第1回千代田区特別職報酬等審議会 議事録

日 時：令和7年10月27日（月）午後2時00分～午後3時15分

場 所：千代田区役所6階 6階特別会議室

出席者：（委 員）7名（定数9名 欠席2名：平委員、廣瀬委員）

（区 側）区長

（事務局）政策経営部長、総務課長、総務課職員

発言者	発言内容
総務課長	<p>それでは、皆さんおそろいになりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>本日はご多用のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は総務課長の佐藤と申します。会長が決まるまで会の進行をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日、委員のお手元に委嘱状をお配りしております。本来であれば区長から直接お手渡しするところではございますが、会の進行上、恐縮でございますが、机上に配付させていただきましたことで代えさせていただきたいと思います。ご了承くださいますようお願ひいたします。</p> <p>ただいま千代田区特別職報酬等審議会が発足いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>ここで、樋口区長より皆様にご挨拶を申し上げます。</p>
区長	<p>はい。千代田区特別職報酬等審議会の発足に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。皆様方には、本年もご多忙中にかかわらず審議会委員をお引き受けいただき、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>千代田区では、条例により、区長は少なくとも3年に1回、議員報酬及び期末手当の額並びに区長副区長及び教育長の給料等の額について、報酬等審議会のご意見をお伺いすることになっております。昨年度3年ぶりに開催されました当審議会においては、委員の皆様方による活発なご議論を経て答申をご提出いただきました。また併せて、社会経済情勢の変化に柔軟に対応していくため、報酬等の額の適否については、審議会の意見を聴くタイミングを、3年に1回から毎年に変えていく必要があるとご意見を賜りました。この経緯を踏まえまして、昨年度に引き続いて今年度も特別職報酬等審議会を開催させていただく運びとなっております。</p> <p>今回は、昨年度の答申で示されました報酬等の額の定め方を踏襲しつつも、社会情勢の変化及び他区の動向など様々な要素を総合的に勘案しながら、報酬等の額の適否についてご議論を賜りたいと思っております。</p> <p>我が国の景気状況に目を向けますと、緩やかな回復基調にあるもの</p>

	<p>の、食料品を中心とした物価高騰が続き、区民生活への影響は深刻であります。先行き不透明な社会情勢におきましては、行政運営にも柔軟性と迅速な対応力を備えていくことが肝要となります。</p> <p>特別職の報酬につきましては、世間の関心も高く、難題もございますが、委員の皆様には、区民目線、あるいはそれぞれの皆様方のご知見を基に、忌憚のないご意見を頂戴いたしたい、ご審議賜りたいと思っております。何とぞよろしくお願ひいたします。</p>
総務課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1回の審議会でございますので、委員の皆様から一言ずつご挨拶を頂戴できればと思います。お手元の資料の資料2に名簿がございます。こちらの名簿の順にご挨拶を頂戴できればと思います。</p> <p>なお、本日、平委員、そして廣瀬委員はご欠席とのご連絡を頂戴しておりますので、それでは、岸様からよろしくお願ひいたします。</p>
岸委員	<p>座ったままで。</p>
総務課長	<p>はい。大丈夫です。</p>
岸委員	<p>千代田区婦人団体協議会の代表をしております。富士見地区の岸と申します。名簿を拝見しまして、何かそうそうたる学識経験者の方ばかりなので、ちょっと、何もちょっと意見を言えないかも知れませんが、皆様のご意見を今日お聞きして、勉強したいと思っております。よろしくお願ひします。</p>
小林委員	<p>弁護士の小林淑子です。現在、千代田区の法律相談の相談員を務めさせていただいている。この報酬審議会の委員としては昨年度が初めてで、今回2回目となります。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
高山委員	<p>はい。待遇者会の高山です。待遇者会といつても、区議会議員のOB会なんです。もう10年ぐらい前に議員を辞めているんで、あんまり分からぬところもあるんですけど、割と引きずっと、いろいろ区議会議員と付き合いがあるんで、比較的実情は分かっているほうなのかもしれません。家業は、神保町で、もう長く古本屋をやっています。もう何代も区民は区民なんで、区民目線ということで、またご意見を述べさせてもらいたいなと思っています。</p>
戸塚委員	<p>はい。当連合千代田地区協議会の戸塚寛之と申します。連合ということで、労働組合の集まりのところですかね、その千代田区の中の企業</p>

	<p>の中の協議会の私は事務局長をやっております。ふだんは1つの労働組合の、企業の労働組合の役員として活動している者でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
中村委員	<p>名簿6番、千代田区のいじめ問題対策委員会をしております中村と申します。私は過去に教職に就いておりました関係で、この委員会に属しております。</p> <p>昨年からこの会に参加させていただいておりまして、千代田区で幼少期を過ごしましたものですから、永田町小、麹町中を卒業いたしました。今日の午前中、麹町中学校の文化祭が一つ橋ホールでございまして、それを拝見した後、こちらのほうに参りました。いろいろな面で皆さんから勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
星野委員	<p>明治大学の星野でございます。よろしくお願ひいたします。昨年に引き続き、この審議会に参加させていただきます。大分賃上げの話などが大きくなってきて、今年はなるだけいろいろな意味で考慮したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
横山委員	<p>はい。千代田区の、今、連合町会長の協議会の会長をさせていただいている。麹町出張所地区連合町会の横山でございます。所属は五番町町会でございます。この協議会の会長はこの審議会の充て職になっておりまして、連合町会の8人のうちの代表がこの協議会に委員として参加するということなので、今回、私、初めて参加なんですけれど、昨年たしか小林さんが参加されていたと思います。まあ、連合町会長はそこまで長くやるつもりはありませんが、8年後にまたお邪魔するかもしれませんけれど、毎年これから審議会があるというようなことを伺いましたので、その可能性もゼロじゃないかなというふうに思っています。よろしくお願ひいたします。</p>
総務課長	<p>皆様、ありがとうございました。</p> <p>本日は委員の過半数にご出席いただいておりますので、審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。</p> <p>政策経営部長の村木でございます。</p>
政策経営部長	<p>政策経営部長、村木です。本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。</p>

総務課長	<p>改めまして、総務課長の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それから、事務局の担当の江口と日榮も参加させていただいております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、千代田区特別職報酬等審議会条例第5条に基づきまして、当審議会の会長を互選により選出していただきたいと思います。ご意見を賜りたく存じます。いかがでしょうか。</p> <p>高山委員、お願いします。</p>
高山委員	<p>いいですか。会長の推薦については、地方財政論を専攻分野とされ、他の自治体においても報酬審議会の会長のご経験のある星野委員が適任ではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	(「異議なし」の声あり)
総務課長	<p>ありがとうございます。ただいま高山委員から星野委員を会長にとご推薦がありまして、皆様からご異議なしということですので、星野委員に審議会の会長をお願いしたく存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、審議会に諮問をさせていただきます。本日、各委員のお手元に諮問文をお配りしております。本来であれば、先ほどの委嘱状同様、区長から直接お渡しすべきところではございますが、会の進行上、机上への配付でご了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、大変恐縮でございますが、区長はここで退席をさせていただきます。</p>
区長	<p>よろしくお願ひいたします。よろしくお願ひします。</p>
	(区長、公務のため退席)
総務課長	<p>それでは、星野会長に議事進行をお願いしたく存じます。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
	(星野委員、会長席に移動)
星野会長	<p>はい。座らせていただきまして、それでは、会長を務めさせていただくことになりました星野でございます。一言ご挨拶と。昨年に引き続きということで、それから、今お話がありましたように、毎年ということになりましたので、特に大きな変化がこの1年間あったわけではないで</p>

しょうから、安定的なご議論ができるんじやないかというふうに思っています。皆様、答申までの間、ご協力よろしくお願ひいたします。

審議に先立ち、特別職報酬等審議会条例第5条により、あらかじめ会長の職務代理者を指名する必要があります。いじめ問題対策委員会委員で、過去に千代田区特別職報酬等審議会委員をご経験されております中村委員を会長の職務代理者に指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

星野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、お認めいただいたということで、次に、当審議会の運営についてお諮りをいたします。

当審議会の会議の公開・非公開及び会議記録の公表について、皆さんのご意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。公開・非公開と、公表・非公表。もし問題なければ、公開ということでおよろしくお願ひいたします。

(「異議なし」の声あり)

星野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、早速審議に入っていきたいと思います。本日の審議会において、議員の議員報酬及び期末手当の額の適否並びに千代田区長、副区長及び教育長の給与等の額の適否について、当審議会の結論を出していきたいと思いますが、新任の委員の先生もおられますので、まずはお手元の資料のうち、資料7、令和6年度千代田区特別職報酬等審議会の経緯まで、事務局からのご説明をお願いいたします。

総務課長

はい。それでは、お配りしている資料の確認からさせていただきたいと思います。資料の1から12までの目次がついておりまして、1枚おめくりいただきますと、諮問の写しをおつけしております。「千代田区特別職の報酬等について（諮問）」と書かれているものでございます。続きまして、資料の2、当審議会の委員名簿でございます。1枚おめくりいただきまして、資料3、この報酬等審議会の条例をおつけしております。続きまして、資料4、こちらはA3一枚の資料で、「千代田区特別職報酬等改定状況」という表題のものでございます。続きまして、資料5、こちらもA3一枚で、「千代田区特別職の報酬等明細について」という資料でございます。もう1枚おめくりいただきますと、今度はA3横の両面の資料でございまして、「23区特別職報酬等審議会答申状況（令和4年～6年）」とあるものでございます。もう1枚おめくりいた

	<p>だきますと、A 4 の両面の資料を 1 枚おつけしております。こちらは「令和 6 年度千代田区特別職報酬等審議会の経緯」という表題のものでございます。</p> <p>まず、ここまで確認させていただきますが、不足等はございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">(「なし」の声あり)</p>
総務課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、資料 1 にお戻りいただけますでしょうか。1 の諮問、2 の名簿につきましては、もうちょっと既にご覧いただいていると思いますので、ご確認を頂ければ結構でございます。</p> <p>続きまして、資料 3 の審議会条例、ここからご説明をさせていただきます。皆様に委員となっていただきまして、これから審議を頂く、その根拠を示す条例でございます。</p> <p>第 1 条に設置目的が書かれております。区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給料等の額について、皆様にご審議いただくということがここで定められております。</p> <p>第 2 条でございますが、区長は報酬等の額の定め方を改めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くというように決まってございます。第 2 条 2 項には、必要があると認めるときは、報酬等の額の適否について審議会の意見を聞くことができると規定をされております。第 3 項では、少なくとも 3 年に 1 回、報酬等の額の適否について審議会の意見を聞かなければならぬとされております。この第 3 項について、昨年度の答申におきまして、社会経済情勢の変化に柔軟に対応していくため、報酬等の額の適否について審議会の意見を聞く時期を、3 年に 1 回から毎年に変えていく必要があるとのご意見を頂きました。このことを踏まえ、今年度の審議会を開催させていただく運びとなったところでございます。</p> <p>第 3 条には組織の構成について定められております。</p> <p>第 4 条は任期についてでございます。任期は審議が終了したときまででございまして、事務局といたしましては、皆様から 11 月頃までに答申を頂きたいと考えております。</p> <p>第 5 条は、先ほどお話がありましたように、会長及びその職務代理者を置く規定でございます。</p> <p>第 6 条以下につきましては詳細の説明は割愛させていただきます。</p> <p>続きまして、資料 4 をお願いいたします。区長から議員までの改定の状況を表で一覧にしております。4 つの区分に分かれております。一番右側が平成 21 年の答申とそれに沿った改定状況、その左側が平成 24 年の</p>

答申及び改定状況、その左側が平成30年の答申及びその改定状況というように、左側になるにつれ、直近のものになっております。いずれの年も、頂いた答申を踏まえて改定を行っております。

なお、平成27年の答申につきましては、改定に至らなかったということで、下の欄外のところですけれども、米印で注記をさせていただいております。

また、教育長につきましては、平成27年度報酬等審議会以前は審議の対象ではなかったので、答申はございませんでしたが、区長、副区長に対する答申に準じまして改定を行ってきたという経緯がございます。現在は教育長も審議の対象となっております。

では、続きまして、1枚おめくりいただきまして、資料5でございます。こちらは千代田区特別職報酬等明細についてでございます。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、そもそものお話になりますが、区長、副区長、教育長、議員、参考として我々一般職員の給料がどのような構造になっているかを図で示したものでございます。

項番1、区長、副区長、教育長になります。毎月給与が支給されておりますが、その内訳は給料と通勤手当でございます。ただ、通勤手当につきましては、6か月分が半年に一度、まとまって支給されております。そして、(2)が期末手当でございます。期末手当は毎月の給料の月額と給料の45%を加算し、これに支給月額である4.2か月を掛けたものになります。期末手当はこのような計算方法になってございます。

(3)が退職手当でございます。退職手当はあくまでも退職をするときに一括で支払われるものでございますが、計算方法といたしましては、給料に区長、副区長、教育長で異なるそれぞれの支給率を掛け、さらに在職年数を掛けた金額となります。

項番2、議員報酬でございます。議員の場合には、毎月の報酬に加え、費用弁償、つまり通勤手當に当たるものでございまして、いわゆる電車賃相当額が支給されております。(2)期末手当ですが、区長、副区長、教育長とほぼ同じ計算式でございます。支給月数が4.2か月とちょっと異なっております。(3)が政務活動費でございます。議員報酬とは性質が異なり、審議の対象ではございませんが、参考に記載しております。会派ごとに月額15万円が支給されております。

ちなみに、我々一般職の給与の構造についても掲載をしております。地域手当など各種手当や期末手当、勤勉手当には、加算割合、支給割合などがあり、複雑な計算式でございますが、参考に付しております。

では、もう1枚おめくりいただきまして、資料6をご覧ください。こちらは両面印刷となっております。

こちらは23区、直近3年間の特別職報酬等審議会の答申状況を表にまとめたものでございます。表の一番上、網かけ部分は、特別区人事委員

会の勧告概要を記載しております。特別区の我々一般職員の給与は、社会情勢や民間給与と比較し、上げたほうがよい、あるいは下げるべきであるというような勧告が、特別区人事委員会から毎年出されております。この勧告に基づいて、我々一般職の給与が改定されております。この勧告の数値を記載しております。例えば令和6年度の網かけ部分をご覧いただきますと、給料月額については公民較差の2.89%を解消するため、初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げがなされており、期末・勤勉手当については0.1か月分上げるという勧告が出されたということになります。

そして、その下に各区の答申内容が記載されております。一例を挙げますと、千代田区から1行下の中央区では、区長、副区長、教育長の給料、そして議員報酬は、一般職の改定率を参考に、より職責の重い部長級の平均引上げ率を適用し、0.7%のアップ。期末手当は、区長、副区長、教育長、それから議員と、その議員とともに0.15か月のアップという答申がなされ、そこから2行下の新宿区では、区長、副区長、教育長の給料、そして議員報酬は公民較差と同率の2.89%アップ、期末手当は区長、副区長、教育長、議員とともに0.2か月アップという答申がなされております。

では、続きまして、資料7をお願いいたします。こちらはA4両面印刷となっております。昨年度、令和6年度の審議会の経緯をまとめた資料でございます。

令和6年度の諮問内容につきましては、項番1の(1) (2)にございますように、報酬等の額の定め方と額の適否についてご審議を頂いたところでございます。

各回の審議内容でございますが、全4回を開催し、第1回と第2回は事務局より各種指標をお示しし、報酬等の額の定め方についてご審議を頂きました。第3回では、特別区人事委員会勧告の概要をご説明した上で、報酬、期末手当、退職手当の額のシミュレーションをお示しました。また、その報酬等の額の適否についてご審議いただきました。第4回では、それまでの審議事項をまとめた答申案の最終確認をしていただき、審議会後、区長への答申を提出していただきました。

令和6年度の審議会のポイントですが、これまでどおり、社会情勢や他区の動向、特別区人事委員会勧告等を踏まえて額の改定を行うことの合意が得られました。また、議員報酬の上げ幅については複数の意見がありましたが、特に千代田区の家賃等のコストや人材確保の観点から、底上げを求める声がございました。一方で、他区とのバランスや説明責任、制度設計の工夫、そちらのほうも重要な論点となりました。さらに、議員報酬の底上げ、報酬額の毎年見直しなどが今後の検討課題として共有されました。

	<p>資料の裏面をご覧ください。審議会の皆様からご提出いただいた答申の概要についてでございます。</p> <p>報酬等の額の定め方については、社会経済情勢や他区の動向を勘案するという現行の考え方を踏襲すること。期末手当については、民間・他団体との整合性を図る観点から、3月期末手当を廃止し、6月・12月期末手当を均等配分とすることが妥当であると記述されました。</p> <p>額の適否については、報酬月額について、特別区人事委員会勧告の部長級、こちらは6級になりますけれども、その平均改定率（単純平均）を参考とし、現行の報酬等の額に加算すること。期末手当について、特別区人事委員会勧告の支給月数の引上げ幅を参考とし、0.4月を引き上げること。退職手当について、据置きとすることが適当であると記述されました。</p> <p>さらに、審議の過程で出された意見として、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、額の適否について審議会の意見を聞く時期を、3年に1回から毎年に変えていく必要があると記述されました。</p> <p>これらの答申を踏まえまして、今後の予定について項目5に記載しております。本年、令和7年度及び令和8年度については、額の適否について質問をさせていただく予定でございます。審議に当たっては、令和6年度の改定方針を踏襲し、報酬等月額及び期末手当の改定額シミュレーションに基づきご意見を賜りたいと考えております。また、令和9年度につきましては、令和6年度同様、額の定め方及び額の適否について質問をさせていただく予定でございます。</p> <p>その他、参考として、前回の答申をおつけしております。</p> <p>お時間を頂戴いたしましたが、資料7までの説明は以上でございます。</p>
星野会長	はい。ということで、資料7までの説明を頂きました。資料について、何かご質問等はございませんか。
星野会長	(「なし」の声あり)

星野会長	<p>はい。それでは、お認めいただいたということで、続きまして、人事委員会勧告、10月14日に令和7年特別区人事委員会の勧告が出され、報酬額等についてシミュレーションしていただいた資料を事務局に用意していただきました。資料8以降でございます。ご説明をお願いいたします。</p>
総務課長	<p>はい。資料8以降の説明に入ります前に、先ほど資料6のご説明を差し上げたときに、一番上の網かけの部分のご説明で、期末・勤勉手当について0.1か月上げるというご説明を差し上げたかと思いますが、0.2か月の誤りですので、訂正をさせていただきます。失礼いたしました。</p> <p>それでは、資料8からの確認とご説明をさせていただきます。まず、ご確認からご一緒によろしくお願ひいたします。資料8、A4三枚、両面刷り、6ページのものでございます。資料8は、令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要でございます。続きまして、資料9、こちらがA3横の資料となっております。「特別職報酬等のシミュレーション」と題された資料でございます。続きまして、1枚めくっていただきまして、資料10、こちらは8枚の資料、A3横の資料をホチキス留めしております。1枚目の区長から8枚目の議員まで、8枚ございます。特別職等の年収一覧（シミュレーション）という資料でございます。少し進みまして、資料11、こちらもA4の資料でございまして、「特別職等退職手当一覧（シミュレーション）」と書かれているものでございます。最後の、資料12、答申項目（案）でございます。</p> <p>不足等はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、資料8から順に内容のご説明を差し上げたいと思います。令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要でございます。10月14日に特別区人事委員会から職員給与について勧告がございました。資料8の上部、四角に四隅が囲まれている箇所をご覧ください。公民較差は1万860円であり、パーセンテージにすると3.8%、（「1万4,860」と呼ぶ者あり）失礼しました。1万4,860。読み間違えてしましました。1万4,860円で、パーセンテージにすると3.8%となっております。月例給につきましては、初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げとなっております。特別職の期末・勤勉手当につきましては、年間の支給月数を0.05月引上げと、勧告内容でございます。</p> <p>進ませていただきまして、資料9をご覧ください。特別区報酬等のシミュレーションの資料でございます。</p> <p>こちらの資料は、特別区人事委員会勧告に準じて改定した場合の試算をしたものになります。先ほど資料6の23区の特別職報酬等審議会答申状況でご説明いたしましたとおり、昨年は公民較差相当分のパーセンテ</p>

ージを引き上げた区と、管理職員の部長級に適用される加重平均改定率のパーセンテージを引き上げた区があった一方で、独自でパーセンテージを定めた区も多くございました。また、資料7でご説明申し上げましたとおり、千代田区では管理職員の部長級に適用される単純平均改定率のパーセンテージを引き上げております。

項番1、報酬・給料の試算につきましては、オレンジの箇所が今年の公民較差のパーセンテージを乗じた額、紫の箇所が部長級の単純平均改定率のパーセンテージを乗じた額、緑色の箇所が部長級の加重平均改定率のパーセンテージを乗じた額になってございます。続いて、項番2、期末手当の試算につきましては、令和7年の特別給（期末手当、勤勉手当）の勧告を反映したもので、0.05月アップの4.25月の試算となってございます。

また、ご参考に、下段へ行政職給料表（一）を記載しております。各級で実際に在職している職員についての平均改定率を示しておりますので、ご確認ください。

では、続きまして、資料10をお願いいたします。資料9の試算に基づきまして、区長、副区長、教育長、役職にある議員ごとに年収ベースで計算をし、比較した資料となってございます。千代田区は、上から順に、現行の年収、公民較差の勧告率を年度ごとに加算した月額と勧告を反映した期末手当を合算した年収、管理職員の部長級に適用される単純平均改定率を年度ごとに加算した月額と勧告を反映した期末手当を合算した年収、管理職員の部長級に適用される加重平均改定率を年度ごとに加算した月額と勧告を反映した期末手当を合算した年収の4パターンを示しております。額については、令和7年の部長級に適用される単純平均改定率である3.6%を加算した月額と、勧告にあった0.05月分を加算した期末手当を合算した年収を示しております。順位につきましては、千代田区の4パターンと、千代田区を除く22区を足した26区分中の何位かを示しております。

資料10-1は区長の年収でございます。色がついている行がシミュレーションしたものになります。オレンジの行の公民較差を反映した各特別職の年収額は、教育長、議長を除き、いずれも順位はトップでございますため、以後、説明は省略させていただきます。紫の行の部長級の単純平均改定率等を合算し、現状の年収と比較すると、年収は約93万円の増額、緑の行の部長級の加重平均改定率を合算し、現状の年収と比較すると、年収は89万円の増額となります。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、資料10-2をご覧ください。こちらは副区長の年収でございます。現行とシミュレーションした部長級を比較すると、紫色の単純平均で75万円、緑色の加重平均で約71万円の増額となっております。

	<p>同様に、1枚ずつ資料を見てまいりたいと思いますが、続きまして、資料10-3が教育長でございます。こちらは、比較すると、紫の単純平均で約67万円、緑色の加重平均で63万円の増額となります。</p> <p>続きまして、資料10-4、議長のシミュレーションをご覧ください。こちらは、比較いたしますと、紫色の単純平均で67万円、緑色の加重平均で約63万円の増額となります。</p> <p>続きまして、資料10-5、副議長のシミュレーションでございます。こちらは紫色の単純平均で約59万円、緑色の加重平均で55万円の増額となります。</p> <p>続きまして、資料10-6、常任委員会の委員長の年収になります。こちらを比較すると、紫色の単純平均で約49万円、緑色の加重平均で約47万円の増額となります。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、資料10-7、こちらは副委員長の年収でございます。こちらも比較をいたしますと、紫色の単純平均で約47万円、緑色の加重平均で約45万円の増額となります。</p> <p>もう1枚おめくりいただきまして、10-8、こちらは議員の年収でございます。こちらは比較いたしますと、紫色の単純平均で約45万円、緑色の加重平均で約43万円の増額となります。</p> <p>人事委員会勧告に準じて報酬、給与を試算したシミュレーションの資料は以上でございます。</p> <p>次に、資料11をご覧ください。こちらは23区における区長、副区長、教育長の退職手当一覧のシミュレーションでございます。資料3と同様に、他区については、令和6年の部長級に適用される単純平均改定率となる3.6%を月額に加算しております。なお、千代田区の退職手当の支給率は、平成22年、地域手当廃止に伴う支給率の改定以降、据置きとなってございます。</p> <p>続きまして、最後の資料12でございます。こちらは答申の項目案でございます。資料7の裏面、5、令和6年度答申を踏まえた今後の予定についてのところでもご説明いたしましたが、令和7年度は報酬等の額の適否について答申をまとめていく予定ですので、今回まで頂きましたご意見を基に、この項目案に沿って、答申案という形で文章化していくことを想定しております。</p> <p>長いお時間を頂戴いたしましたが、資料のご説明は以上でございます。</p>
星野会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>資料について、何かご質問等はございますでしょうか。</p> <p>この順位がついているものの見方、先ほど説明いただきましたけども、要は千代田区で4つ入っていますので、合計で最下位は26番でいい</p>

	<p>んですよね。ということになりますので、23区だけど、番号は26まであるということです。ですから、千代田区で上位を取っていて、だから千代田区の次は5位とか6位になっているというケースもあるというところです。</p> <p>見方に関してはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
星野会長	<p>それでは、またあったら、後で具体的な内容のときにお伺いいたします。</p> <p>それでは、内容に入っていただきたいと思います。報酬額等について、資料にてシミュレーションがございます。皆様のご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。感想でも結構なので、できるだけ各委員にご発言ということで、中村委員から順番にお願いいたします。</p>
中村委員	<p>この公民較差の趣旨から考えて、なるべく今の経済状況を活性化する意味からも、報酬額を上げたほうがよいのではないかというふうに思いますが、基本的に、払うのは区の税金からということになると思います。税収との関係で、3つのパターンが示されていますが、そこら辺のところは事務局として何かお考えがあるのでしょうか。これが望ましいというような。基本的には、私は額を高くしてあげる方がいいのではないかと思いますけれども。</p>
政策経営部長	<p>税収ということで言いますと、千代田区は比較的税収には恵まれているほうでございますので、今回のこのいずれで行ったとしても、それで税収不足が生じるとか、そういうことは考えられておりません。特に税収で最近多いのが、地方消費税の交付金なんですけど、これ、消費のほうが増え——要するに物価が上がりますと、当然それに伴って地方消費税の交付額も増えてくるので、そういう面での収入も増えているところでございますので、こちらの金額で不足が出るとか、そういうことはないというふうには考えてございます。</p>
中村委員	<p>もしそうであるのであれば、公民格差の是正の趣旨を踏まえて、今回は高く額を設定してあげたほうがよいのかという気がします。いかがでしょうか。</p>
星野会長	<p>ありがとうございます。こちら、上げるのは恐らく上げる中で、この公民較差そのまんまか、部長級単純平均か、部長級加重平均。昨年は単純平均ということで、公民較差とあんまり変化はないのかなというので、去年のベースでということになると、部長級、単純平均かなという</p>

	感じもあるんですが。 横山委員、よろしくお願ひします。前のほうでも構いませんので。
横山委員	はい。こちらのシミュレーション、資料10を見させていただいていますが、これ、ほかの残りの22区も、多分同じような今頃の時期に、やはりそれぞれが、この人事院勧告、特に特別人事委員会からの公民較差に対するものに対して、何らかの動きをそれぞれがなさると思うので、単純に今これで順位がこうですよというふうには最終的にはいかないと思うんですよ。それを考えて、現行の、これだけ諸物価が高騰して、かなり厳しい状況であるんであれば、この公民較差をなくすような方向で行ってもよろしいんじゃないかなとは、私としては思います。
星野会長	なるほど。ありがとうございます。というご意見で。 次、こちらからでよろしいですか。岸委員、よろしくお願ひいたします。
岸委員	すみません。私も、これをぱっと拝見したところ、妥当な金額じゃないかなとしか言いようがないんですけど、どのがいいかと言われると、ちょっと分からぬですね。 これって、昨年決めたことなんですか。昨年の委員会で。
星野会長	昨年のときは、公民較差そのもので行くかどうかの議論の中で、部長級単純平均ということになりました。去年のほうが大分少ないんですね、そもそもその額が。
事務局	よろしいですか。去年、若手中心の勧告だったので、勧告の数字が2.89で、部長級の加重平均が0.9、単純平均が1.2だったので、かなり部長級よりも若年層に偏った勧告でしたので、差が大きかったです。今年は全世代向けの均一的な勧告でしたので、あまり差が出ないという形になっておるかと思います。
星野会長	ということです。
岸委員	はい。じゃあ、公民較差にすると、今のところ1位ということになるんですか。
星野会長	先ほど横山委員の……
岸委員	まあ変わるかもしれません、今のところは。

星野会長	やはりどの程度までリアルな番号になるか、ほかのところでもみんな変わっちゃうという感じですか。
総務課長	3.6で今想定で乗せていて、実際どういう改定率にするかは……
星野会長	なるほど。
総務課長	結構千代田区のこの会議の開催が早いほうなので、他区はどちらかというと様子見をしているというような状況で、これから具体的にどういうふうに決めるかというのが出てくる。
岸委員	別に順位にこだわるわけではないと言ったらあれですけど、できたら上のほうの順位のほうが、何となく気分的には、いい人材が集まるんじゃないかな。すみません。それぐらいしか言えません。
星野会長	みんな3.6を掛けてあるということは、部長級の、この基準にしてあるということですね。
事務局	昨年度の報酬審で上げていただいた部長級単純平均で、他区は仮で上げていただいている。
星野会長	毎年やっているところって、どのぐらいあるんですか。
事務局	資料6です。昨年度は1区を除いて22区が実施しています。
星野会長	22区。結構やっている。じゃあ、毎年会議をやっているところが多いんですか、最近は。最近、会議を毎年やっているところが結構多いんですか。
事務局	そうですね。これも、資料6です。3年前ですと16区、2年前が22区、昨年にも22区が報酬審を開いているという形です。
星野会長	ということでございます。よろしいでしょうか。 じゃあ、小林委員、お願ひいたします。
小林委員	はい。社会経済情勢や他区の動向を踏まえてということなんですがれども、社会経済情勢からすると、物価も値上がりしていますし、上げる必要はあると思うんですけども、他区の情報を見てみると、そのまま

	<p>公民較差を取り入れているところは2区ぐらいなのかなと。前回、そういうこともあり、部長級の単純というところを取ったのかなというところはあるので、そこから現在までの情勢の変化を見ると、そこまで大きくは変わっていないけれど、確かに、インフレまでいきませんけど値上がりはあると思うので、ほかの区は独自の数字を当てている区もあるということなので、部長級単純のところをベースに少し考えるというのも方法なのかなというふうには考えます。</p>
星野会長	<p>はい。ありがとうございます。これは部長級と公民較差の分はそんなに差がなさそうなので、その辺を基本に 議論するということで。 高山委員、お願いいいたします。</p>
高山委員	<p>はい。先ほど中村委員から出た区民の納税感というか担税感というか、からして、あんまり給料を上げないほうがいいよという、世の中的にはね、声もあるんですけども、ここ昨今の物価の上昇と、それから千代田区は特に、もう区長が不動産協会に申し入れたように、マンションの価格が物すごく上がって、それはもう3%とか4%どころじゃないんですね、この1年間の。それに伴って家賃も上がってくるんで、家賃というのは生活費の中では大きなウエートを占めていくんで、それさらに、選挙で区長もそれから区議会議員も選ばれてくるということを考えると、なるべく待遇をよくしてあげて、優秀な人材に手を挙げてもらうような形にしていったほうが、最終的には区民にとってプラスになるんじゃないかなと思っていますので、この今回の公民較差をそのまま反映した形での給料のアップを、報酬のアップを提案していただきたいなと思っています。</p>
星野会長	<p>はい。ありがとうございます。 ということで……。</p>
戸塚委員	<p>戸塚です。全く皆さんと同様な意見ですが、これまで令和5年と4年は未開催だったこと也有って、この時期に大分物価が上がり始めたということもあったと思いますね。その分、据置きからいって、昨年で言えば部長級の上げ幅でという。そういう意味で言えば、上げ幅としてはそんなに多くないというんですかね、上がってきていらないという実態があるのかなというふうに思っていまして、昨年、私個人としては公民較差でいいんじゃないかなという思いもあったんですけど、それはちょっと差が大き過ぎるということもあったのかなと思いまして、そうすると、今年度で言えば、やはり物価上昇であったり、先ほど話にもあったマンションの価格が上がったりとか、千代田区で言えば生活するに当たって</p>

	の経済的負担が大きいのかなというふうに思いますので、私としては公民較差を適用するのがいいのかなというふうには思っております。
星野会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>お話を伺う限り、公民較差の方が多くて、部長級単純平均の方もいらっしゃる、というバランスで、この辺りで、今日の目標としては、どの辺りに改定額を行くのかということになりそうです。全員上がるとそれなりの数字になるでしょうけど、差としてはそんなに多くはないと言え不便を感じます。</p> <p>あと、それから順位の1、2、3がついている部分が多くて、議長と教育長が5、6、7ぐらいという感じですかね。</p> <p>どうですか、事務局的には、この辺りの想定については。</p>
総務課長	それなりにかなという気はしていました、さらにもう一歩という感じですね。
星野会長	あと職格というか、それによって全部同じようにしないといけないかというのもあるかもしれないですよね。今お話にありましたように、住居費のお話はそのとおりだなと思うので、議員さんだけ公民較差というのは。そういう意味では、若手をかさ上げするのとちょっと似たような発想で。議員さんだけ公民較差という発想もあるかなと思うんですけど。
総務課長	ちょっとその決め方になると、3年に1回、当区で決めるタイミングのほうがちょっとふさわしいかなということで。
星野会長	そうか。なるほど。
総務課長	今回は額の適否ということなので、この色分けした3パターンの中のいずれかの中からご審議いただくというのが、去年の流れをくんだところです。
星野会長	なるほど。去年の流れだと、この紫になるわけですよね。
総務課長	全員、もし公民較差ということでしたら、それは、ご審議の結果そう決まれば、それは問題ないかと。
星野会長	うん。どうしましょうか。 ほかのところで、結構、職種について差がついている自治体も、ま

	あ、あるはあるんですよね。
高山委員	区の一般職の職員は、この自動的に人事委員会勧告の上げ幅で給料が上がるんでしょ。
総務課長	今回は、職層ごとに給与表が見直されるので、必ずしも率ではない。
高山委員	だったら、どうやって決めるの。
事務局	全員が3.8%上がるというわけじゃなくて、例えば、今回の若者には若干傾斜がかかっていますので、ちょっと、大体ですけど、5%ぐらいから3.2%、全体ぐらいまでの間で、各職員が置かれている自分の号給、自分の給料に従って上がるわけですので、全員が3.8上がるというわけじゃない。
高山委員	3.8から、もっと上になる可能性。
事務局	上になる方は若年層で。
高山委員	下になる人もいるの。
事務局	は、もちろんいます。去年も2.98だったんですけども、部長級は0.9%の加重平均、1.2%の単純平均。今年の場合はそこまで差がないので3.8%なんすけれども、部長級でも3.4%の加重平均……
高山委員	職員の、一般職の職員の給与は、ここで決めるんじゃないんでしょ。
事務局	勧告後に、勧告の中に全員の給料表が、この額がこうなりますというのがばーっと何百種類出ていまして、その額でもう自動的に決まってきます。
総務課長	人事委員会勧告の資料8の中のところを見ると、モデルケースで一部出ているんですけども、号給で全部額が決まった形で示されるという。
高山委員	それは議会の議決が要るの。要らないの。
総務課長	条例改正の議案は提出しますけど。
高山委員	条例で、条例議案で出すわけ。

総務課	<p>はい。4定で出す予定なんんですけど、この額の決めのところは、人事委員会で決めたものを区の条例に反映させて上程するという形になっています。</p>
高山委員	<p>だから、僕が一一入っている。僕の言いたいのは、選挙で、区議会議員も区長もみんな千代田区に住んでいないといけないの、資格が。だから、今言ったように、職員は、まあ悪いけれども、ほかの県から通ってくる人もいるだろうし、千代田区のそういう置かれている特別な事情に必ずしも関わるわけじゃないけども、選挙で選ばれる人はみんな千代田区の中に住んでいなくちゃいけないから、千代田区のこのいろんな面でのコスト高というのをそのまんま背負って出なくちゃいけないんで、そこは考えていかなくちゃいけないだろうなと、ずっと、前回のときもそう申し上げたし、そしてさらには、できるだけ優秀な——今の議員が優秀じゃないというわけじゃないんだよ。より優秀な、議員になる人に手を挙げてもらいたいというところがあるんで、そのところは優秀な人材がエントリーするという環境をつくったほうが、より区民にとっても長い目で見たらばプラスだろうと思っているんで、去年、前回のときもそう申し上げたし、今回もそこのところの考え方は変わらないんで、そのところはぜひ、この中で判断ができるものがあれば、できるだけその辺りのご配慮をお願いしたいなと思っています。</p>
星野会長	<p>以上です。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>昨年、一応基準を2年間、後、続けるというようなことが予定として挙げられていたので。今回のを見ると、公民較差と部長級とか、区長で3,000円で、ほか、議員で1,000円ということなので、3年たつというか、いわゆる再来年ということになりますが、にその分を何か新たな基準でまた盛り込んでいくという方法ではいかがでしょうか。結局、議員シミュレーションで見た場合で、1,180万と1,178万7,000円で、1万8,000円ということになりますので、そんなに大きな差は、それほど出ない、2年後に再度きちんと議論するというのではいかがでしょうか。</p> <p>部長級加重平均では結構差があるんですけど、単純平均と公民較差はほとんど差がないという感じになってくるのかな。</p>
総務課長	<p>昨年度は部長級の単純平均で、多分、当初加重平均でという議論から、単純平均に、少し額が高いほうにということで決めてくださったと思いますが、今年度も、今後、例えばお話がありましたように、公民較差でというこの審議会での決定があれば、それに沿って。全体、どの職</p>

	も一律に上げるということにはなりますけど、そこは委員の皆様のご判断にお任せできるところです。
星野会長	そうか、部分的にはないんですね。そうすると、昨年の取決め、申合せみたいなのをどうしましょうか。
総務課長	全部公民較差ということでしたら、支障はないかと思います。もし上げたほうがよいという皆様のご意見があったら、昨年度の前提を踏まえると単純平均でということで、お諮りする案は作成、私たちも腹案としてはありましたけれども、委員の皆様のご判断で、今年度に関しては公民較差がふさわしいよということであれば、それも差し支えはないです。
中村委員	いいですか。毎年見直すということになったという趣旨から考えると、どれだけ去年と今年で変わったかという比較の問題があるかと思います。やっぱりここで少し変わったという部分を示すことで各職層のモチベーションが高まるのではないかという気がするんです。何を言いたいかというと、このまま単純平均で昨年と同じような形で継続するよりも、今年の場合には公民較差のは是正の趣旨を踏まえても、そんなに、今、委員長がおっしゃるように額がべらぼうに上がるわけではない。上がるとなれば、議員とか数の多い層だと思うんですけども、全体的にそれほどでないとすれば、私は何かそれでも、公民較差の基準に合わせてもいいんじゃないかなと思います。ただ、毎年これは変わるので、来年また今回と同じになるということにはならないということですね。
星野会長	じゃあ、それを申合せとして、今年、継続する方向性ではないということで、今年のみ公民較差で行くと。3年間続けようと言っていた部分を今年だけちょっと逸脱するという形では、いかがですか。
小林委員	小林委員、どうですか。
小林委員	うーん……。まあ、物価高もあるので、それにそんなに差がないので、公民較差と部長級単純平均とでそんなに変化はないので、今年に限りという案も、あるかとは思うんですけども、前回結構、今回は2回ですけども、前回は4回にわたって議論してきた。そこからどのぐらいの変化があったのかというところはちょっとと考えなければいけないのかなと思って。そこまで大きな変化はないような気もするので。というところが少し引っかかるところではあります。
岸委員	すみません。ちょっとどうでもいい話なのかもしれませんけど、知り

	<p>合いのちょっと区議さんなんかにお話を聞くと、やはりちょっと千代田区内に住まなくちゃいけませんよね。家賃が適當なところがなかなかなくて、困るという話をよく聞くんですよね、やはり。物価なんかも絶対に千代田区は一番高いと思うので、やはり多少の差だったら、私は今年は公民較差でいいんではないかと思い、1年間それで、どうなんでしょうね。</p>
星野会長	<p>では、去年の申合せを逸脱することになりますが、今年のみ公民較差ということでは、いかがでしょう。その代わり、これは継続する話ではなくて、去年の基準がなくなったわけではないということを確認しつつ、ということではいかがでしょうか。</p>
中村委員	<p>いいですか。ちょっと私の認識が違ったら申し訳ありません。一応去年、3年間踏襲するというこれまでの方針から、毎年見直していくという方法が提案、審議されて、今回の審議が設定されたわけですね。</p>
総務課長	<p>情勢の変化があるかないか、その引き続きベースアップすることが適切かどうかのご判断をこの会で毎年確認していくこうという決まりだったというふうに考えています。</p>
中村委員	<p>毎年改定の審議を行うのか、確認を行うのかによって、ちょっとそのニュアンスが違うかなと、今、お話を聞いていて思ったのですが。</p>
星野会長	<p>まあ、どっちが近いかといったら、確認ですよね。去年並みにやるとなると4回はやらなきゃならないし、去年も、だから夏前から始めて、それで、土地の価格上昇とか、そういう一般的な資料の確認作業をやっていましたので、毎年4回というわけにもいかないようですので、そうすると、確認がメインということになります。もう1年我慢していただいて、来年とかという手もあるんですが、先ほど来お話をありますように、今年の人事委員会勧告が割と高めであったですし、物価上昇の感じは去年より今年のが少しあるという点では、今年上げておいて、来年は昨年基準に戻すというのもいいのかなというふうに思いますけど、それでよろしいでしょうか。</p> <p>じゃあ、その基準で、繰り返しですが、取りあえず今年限り去年の基準を逸脱して、来年はそういうことでなくて、3年目という。その後また何か議論があれば、再来年の基準再検討のときにするということで、よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>

星野会長	それから、今日は、あとは期末手当の改定月数なんですね。
総務課長	期末手当の改定月数、資料9の右のところに毎年の勧告を反映した場合で4.25月、あと退職手当については据置きで、もうそのままで差し支えないと確認していただければ……
星野会長	ということで、0.05ですね。これは、それでよろしいでしょうか。
	(「はい」の声あり)
星野会長	と、退職手当支給率。幾つだっけ、これ。あ、後ろだ。
総務課長	はい。資料11にございます。あまり差がないので、そのまま据置きでいかがでしょうか。
星野会長	はい。これは据置きでよろしいでしょうか。
	(「はい」の声あり)
星野会長	はい。それでは、特になければ、これで、改定額があれですね、公民較差で0.05か月で据置きということで、いかがでしょうか。
	(「はい」の声あり)
星野会長	はい。よろしければ、今日の目的は、これを決定した上で、会長と事務局で答申素案を作成して、次回の審議会前に各委員に答申の素案をご確認いただくということでございます。最終案が出ましたら、それを次回に確認して、それで答申という形になります。
	ということですが、よろしいでしょうか。ほか、何かご議論はございますでしょうか。
	(「なし」の声あり)
星野会長	ということで、方向性としてはそういうことで進めさせていただいて、素案の案をまとめて、答申案として出すものを事務局に作成を進めさせていただくということで、よろしくお願ひいたします。
	それから、まずはご説明ですかね。

総務課長	はい。事務的にご説明をさせていただきます。今、会長からもご説明がございましたが、答申案につきまして、今回のご意見を踏まえまして案を作成いたしまして、会長にご確認いただきまして、その後、皆様にも事前にご送付申し上げましてご確認を頂ければと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」の声あり)
総務課長	ありがとうございます。 次回の第2回の審議会は、事務局よりご連絡さしあげておりましたとおり、11月10日月曜日、2時からの開催を予定しておりますので、ご予定のほど……
星野会長	場所も大体同じになりそうですか。
総務課長	はい。場所は同じで、こちらでございます。
星野会長	はい。ありがとうございます。
総務課長	当日の前半に答申の最終の確認をお願いいたしまして、後半に、昨年度と同様ですけども、区長に答申を提出するという流れになりますので、よろしくお願いいいたします。 以上でございます。
星野会長	はい。ありがとうございます。 早いですね、大分、予定より。 それでは、皆様、よろしいでしょうか。
	(「はい」の声あり)
星野会長	はい。どうもありがとうございました。今日の審議はこれで終了いたします。ありがとうございました。
	―― 了 ――